

(継続就職活動の為の) 特定活動

- 在籍時から行っていた就職活動を卒業後も「継続して」行っている留学生。
(卒業後に期間があいている場合は不可です。)
- 6ヶ月の特定活動付与後、1回だけ延長申請(=6か月)ができます。
(卒業後、最長1年間)
- 「学位を授与された者」のみが使えるので、非正規生は申請できません

1. 国際課へ提出

- ① 推薦状交付願(黄色の箇所にご入力)
- ② -1 推薦状(初回)
-2 推薦状(継続) ※初回と継続の推薦状は異なります。
指導教員より、署名(または印鑑)をもらってください。
- ③ 在留カード控え(表裏)

2. 出入国在留管理局へ申請

必ず、最新の情報を確認のこと

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>

1	在留資格変更許可申請書(初回)4枚 在留期間更新許可申請書(継続)4枚	理由 U 本人作成のみ 所属機関の作成は不要
2	写真	
3	パスポート/在留カード	
4	申請人の在留中の一切の経費支弁能力を証する文書	
5	大学の卒業証書(写し)または卒業証明書	
6	推薦状	国際課が発行したもの
7	継続就職活動を明らかにする資料	※

※ 7. 継続就職活動を明らかにする資料について(2024.1~)

研究活動等への専念を理由に在学中に十分に就職活動ができなかった場合であっても、大学院の指導担当者等が作成した理由書(任意様式)でもって継続して就職活動を行うものとして柔軟に取り扱われることになりました。